令和7年度第2回北名古屋市地域公共交通会議　議事録

日時：令和8年3月4日（水）
14時～14時35分
場所：市役所西庁舎4階403会議室

事務局 （司会）	ただいまから令和7年度第2回北名古屋市地域公共交通会議を開催いたします。 本日司会進行を務めます事務局長の安田と申します。よろしくお願いいたします。 本日の会議につきましては、録音により会議録を作成しておりますので、ご発言の際はマイクを使用していただきますようお願いいたします。 それでは、次第に沿って進行してまいります。 次第2、委嘱についてでございます。 本来であれば、市長より、おひとりおひとりに委嘱状をお渡しするべきところでは、ございますが、会議時間の都合上、席上に配布させていただきました。 また、本日、ご出席いただきました委員の皆様のご紹介につきましては、誠に恐縮でございますが、お手元に配布させていただきました名簿をもって代えさせていただきます。 続きまして、次第3、地域公共交通会議の役割について、中部運輸局　愛知運輸支局　山田様から説明をお願いします。
山田委員 代理	皆様、こんにちは。本日お配りいただいた資料の「活発で良い議論ができる会議のために」という資料をもとにご説明をさせていただければと思います。 まずもって、全国の地域公共交通が今大ピンチという状況でございます。 地方の公共交通は利用者の減少が続いており、採算が悪化し、タクシーやバス路線も減少し続けています。 利用者の減少自体は、今に始まったことではなく、徐々に進行しており、昨今の少子高齢化による人口の減少や、数年前のコロナの影響が非常に多く出ており、減少の割合が年々増加しています。 コロナ禍が明けてから、回復傾向でしたが、回復も頭打ちの状況になっています。 都市部と比べると地方部の方が利用者の減少割合が大きく、更なる減少が懸念されている状況です。 これらの状況は、事業者様の経営を圧迫して、最終的に利用者が少ない路線は、縮小や廃止に至ることが、全国各地で発生しています。 地域の皆様が豊かに暮らすために地域の公共交通はとても重要です。日常の買い物や、通学、通勤で利用されることもありますし、観光をされた方が、公共交通があることによって、各目的地へアクセスができるなど、地域の足を確保する上で非常に重要な役割を担っている点については、皆様もご認識いただけていると思っています。 公共交通を取り巻く環境が非常に厳しくなってる中で、いかに維持、活性化していくかということが重要となっています。 地域に精通されている皆様のご意見を結集して、5年後、10年後も持続可能になるような地域公共交通を構築していくために今何ができるか、将来何をしていかなければいけないのかを考える必要があります。 そのような議論の場が、この地域公共交通会議であることをご理解をいただければと

	思っています。 地域公共交通会議は参加されてる皆様でご意見を出し合い、今後の取り組みを決めるご説明をしましたが、具体的に地域公共交通会議で話し合う内容を大まかに整理すると、 ・運行のダイヤ ・地域住民の要望 ・安全性 ・利用者促進のための取り組み ・地域公共交通の将来 が挙げられます。 それぞれの立場で議論を進めていただくことになりますが、例えば、住民代表の方であれば、日頃から感じられることや利用されるうえで、課題や困りごと、課題解決に向けて必要な取り組みをご提案いただく等の率直なご意見ご発言を頂戴したいと思っています。それが課題解決のきっかけとなり、議論の発端になっていくと思っています。 会議でのご発言にハードルを感じる必要はなく、日常で利用される公共交通への疑問や課題をお持ちになっていれば、良い議論になると考えています。 議論する中で、皆様が様々なお立場にあり、譲れない部分や意見がぶつかるようなケースも実際ございます。 そのような議論があっても、最終的には妥協点を見つけないと、一方的な形で議論が進んでしまいう過去のケースもありました。お互いに譲れる部分を模索していただきながら、前向きな議論を心がけていただきますと幸いです。 よろしくお願いいたします。
事務局 （司会）	ありがとうございました。ただいまのご説明についてご質問等はございませんでしょうか。 それでは続きまして、次第 4 の議事に入りますが、会長が選任される前までの間、事務局で進行いたしますのでご了承ください。 議案第 2 号北名古屋市地域公共交通会議の役員の選出についてでございます。 会長につきましては、北名古屋市地域公共交通会議設置規約第 4 条第 2 項の規定に基づき、委員の選任によってこれを定めるとしております。 どなたか立候補またはご推薦をお願いいたします。
議案第２号　北名古屋市地域公共交通会議の役員の選出について	
木島委員	公共交通を専門分野として、幅広い知見をお持ちの磯部委員に引き続き会長をお願いしたく、推薦させていただきます。
事務局 （司会）	ただいま、磯部委員を会長に推薦するご発言がありましたが、他にはございませんか。 それでは、磯部委員を会長に選任することについて、ご異議ございませんか。 ありがとうございます。それでは、本会議の会長には、磯部委員にご就任いただきたいと思います。磯部委員は会長席に移動をお願いします。 ここからは、北名古屋市地域公共交通会議条例第 5 条第 1 項の規定により、議事の進行を会長にお願いいたします。

磯部会長	次に、北名古屋市地域公共交通会議専門部会設置規程第4条第2項に基づき、専門部会の部会長を、事務局の職員から会長が指名することとなっております。 専門部会の部会長は牧野参事にお願いします。必要に応じ、専門部会の参集を行い、地域公共交通会議に諮る事案についての調査、検討及び協議をお願いします。 専門部会の部会員につきましては、 タクシー部会は、 フジタクシーサービス様、 名鉄西部交通様、 名古屋タクシー協会様、 愛知県交通運輸産業労働組合協議会様、 バス部会は、 名鉄バス様、 あおい交通様、 愛知県バス協会様、 愛知県交通運輸産業労働組合協議会様、 ケッタ部会は、 名古屋鉄道様、 自転車駐車場整備センター様、 計画策定業務提案審査部会は、 タクシー部会より名古屋タクシー協会様、 バス部会より愛知県バス協会様、 ケッタ部会より名古屋鉄道様、 にそれぞれお願いします。 なお、運賃部会は、 道路運送法第9条第4項の規定に基づくものでありますので、法律に抵触しないように、その都度部会長が招集してください。 事務局は、部会員名簿を作成し、改めて配布してください。 続きまして、議案第3号、令和8年度事業計画及び歳入歳出予算について、事務局から説明をお願いします。
議案第3号　令和8年度事業計画及び歳入歳出予算について	
事務局	担当事務局の反橋と申します。よろしくお願いします。 令和 8 年度事業計画および歳入歳出予算について議決を求めます。ただし歳入歳出予算については北名古屋市議会令和 8 年第 1 回定例会において、一般会計予算の議決を経て成立することとしますということで本日皆さまにお配りさせていただいております。 先に事業計画について説明をさせていただきます。 開催日、行事名、主な議題の順に掲載しております。 来年度、北名古屋市地域公共交通会議は2回の開催予定とします。 令和8年5月中旬に第1回、令和9年3月上旬に第2回を開催します。主な議題はそれぞれ記載の通りです。

	タクシー部会、バス部会、ケッタ部会の専門部会につきましては、必要な都度開催させていただきます。 関係者にそれぞれ通知をさせていただいたうえでの開催とさせていただきます。 続きまして、令和8年7月27日月曜日に、令和8年9月1日改正道路交通法施行令の施行に伴う、北名古屋市内循環バスの路線時刻の改定を予定しています。 現在は一般道路の最高速度60キロですが、速度規制がかかっておらず、中央線がない区間について、車の最高速度を30キロと定めるものになります。 改正後は路線の大部分の最高速度が30キロになることから、現行のバスのダイヤでは運行が非常に難しいため、現在ダイヤ編成を進めております。 後ほど内容について、ご報告させていただきます。 続きまして、令和8年度北名古屋市地域公共交通会議歳入歳出予算になります。 令和 8 年度北名古屋市地域公共交通会議歳入歳出予算は、北名古屋市地域公共交通会議設置規約第9条および北名古屋市地域公共交通会議事務取扱規程第10条から13条までの規定に基づき次に定めるところによる。 なお、余剰金は北名古屋市返還することとします。歳入につきまして、令和8年度予算額1億844万4000円、令和7年度の予算額と比較すると1744万4000円増額ということで、全て北名古屋市からの負担金として計上しております。 諸収入につきましては預金利子として1000円計上しております。 予算額1億844万5000円で計上させていただいております。 歳出につきまして、運営費31万2000円は委員の報酬費用弁償等になります。 諸費につきましては、4万3000円振り込み手数料や切手等の購入郵送料になります。 事業費1億808万9000円として、市内循環バス運行業務になりますが、1744万円増額となっております。先ほど申し上げましたとおり令和8年7月27日に改定をさせていただく関係で、路線図時刻表、停留所の標識、県道へのバス停標識の設置工事等で施工費に計上しておりますので、金額が増えています。 予備費として1000円計上しております。合計額1億844万5000円となっております。 以上説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。
磯部会長	ありがとうございました。 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 それでは、議案第３号の承認について、ご異議ございませんか。 異議が無いようですので、この議案については、承認といたします。 これで、全ての議事が終了いたしました。円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。事務局にお返しします。
事務局	ありがとうございました。 続きまして、次第５、その他⑴市内循環バスの事業計画及び運行計画の変更（路線・ダイヤ改定）の進捗につきまして、担当より説明いたします。
市内循環バスの事業計画及び運行計画の変更（路線・ダイヤ改定）の進捗について	
事務局	北名古屋市内循環バスきたバス改定までのスケジュールについてご説明させていただきます。

	道路交通法施行令の改正に伴って速度抑制がかかることから、きたバスもルールに則り、走行すると、ダイヤを大幅に変更せざるを得ない状態になります。 市内を網羅する形で、運行路線を制定するため、速度が 30 キロだからといって、ここまでしか走れませんということはできません。バスがバス停に近づき、減速して停車してドアが開いて乗降して扉が閉まって出発する。 このバスの一連だけでもおおよそ 1 分半から 2 分かかります。これが何百メートル単位で繰り返されると、大きなタイムロスが生まれます。 タイムロスが理由で北名古屋市の最北端や最南端、最西端、最東端に行けませんというのは理由になりません。利用者の方々にはご不便をおかけすることになりますが、市内の全域を網羅する形で路線を再編成しております。 現在北名古屋市内においては、市内循環バスの充実を求める声や、バスの増便台数を増やしたり、バス停を追加してほしいという要望が非常に多くいただいています。しかし、交通ルールや、乗務員の労働時間、勤務時間、休息時間等は必ず守らなければなりません。 ルールとニーズの間にこの地域公共交通会議があるため、判断が難しいところではありますが、ルールも大切なことであることから市民の方々にはご不便かけるところではありますので、理解を求めつつ、この改定スケジュールで進めていきたいと思っております。 委員の皆様へは、会議資料として改定内容を 4 月の下旬を目途に配布させていただきます。 ご意見あれば、何月何日までにお願いします。というご紹介をさせていただきますのでご回答よろしくお願いします。 5 月の中旬に地域公共交通会議を開催させていただきますが、開催する前に、道路運送法 9 条 4 項に基づく運賃協議というのを行います。 運賃につきましては法律に抵触しないようなメンバーで協議をしたうえで改定に臨みます。別室になりますが、開催した後に、地域公共交通会議を開催する運びになります。関係者の皆様におかれましては、個別で通知を出させていただきます。委員の一部の方は、運賃部会と地域公共交通会議のそれぞれの案内を送らせていただきますので、お手元に来たらご確認よろしくお願いいたします。 5 月中旬の北名古屋市公共交通会議の結果に基づきまして、中部運輸局愛知運輸支局に協議が整ったことの証明書、事業計画運行計画をあおい交通株式会社名で提出するという形になっております。 6 月 1 日に改定の内容を公表します。 広報北名古屋 6 月号で特集の編成を組む予定をしてますので、そこで公表としたうえで、ホームページに改定内容を掲載します。 それぞれの事務手続きがあり、7 月 25 日土曜日の運行終了後からバス停の移設やバス停の撤去、標識の張替え作業を行い、7 月 27 日の始発より新路線の運行開始とさせていただきます。 このスケジュールで準備をしていきますが、本日の説明以外でも、3 月下旬に名鉄様、名鉄バス様へ協議を行い、その後に、道路管理者、西枇杷島警察署様に対してもそれぞれバス停の位置等の協議を行ってまいります。

	皆様におかれましても、きたバスの運行のために資料等の確認質疑等があると思いますが、ご協力よろしくお願いいたします。 続きまして広報誌の関係です。北名古屋市の令和7年12月号において、昨年末の広報で特集として出させていただいた内容になります。 令和8年9月1日から生活道路の法定速度が時速30キロということで、これに伴い、きたバスのダイヤ路線を全面的に見直しますことを公表しております。 きたバスはコミュニティバスとして令和9年で20周年を迎えることになりますが、きたバスありきの公共交通であり、きたバスが移動手段のマストというご要望をいただいております。 ご要望の内容を聞いていると、バスではなくてタクシーが相応しい内容であることも多々あります。しかし、タクシーの話を持ちかけても、なかなか理解を示していただきにくいところがあります。それだけ、きたバスが浸透していると思えば聞こえが良いですが、公共交通はきたバスだけはないので、鉄道、バス、タクシー、自転車駐車場、全てバランスとれた形で持続可能な公共交通を目指していかなければいけません。 我々としては、きたバスのみならず、公共交通を利用してください。という立ち位置であります。鉄道とバスとタクシーそれぞれ特徴があって、棲み分けがあるということと、それらを駆使して、新たな公共交通のあり方を考える団体として、地域公共交通会議があることをご認識いただければ幸いです。 前回の改定の際に特集は載せたものの、公共交通の利用促進や公共交通のあり方は広報の掲載では、深い歴史がございません。担当としましても、市民に対してのアプローチが不足しているところでありました。 そのため、まずは広報北名古屋を使って、定期的にバス、タクシー、鉄道、自転車駐車場それぞれの役割があり、皆様の公共交通をカバーさせていただいていることは伝え続けて、市民の方々にも認知していただければと考えております。 以上をもちましてきたバスの改定のスケジュール等の説明とさせていただきます。
事務局	ありがとうございました。 ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。 ありがとうございました。 次回の会議日時につきましては、５月２６日（火）午後２時からとさせていただきます。また、会議の前に、北名古屋市内循環バス「きたバス」の運賃部会を開催します。 それぞれの会議について、事前に開催案内や会議資料を送付させていただきますので、よろしくお願いします。 最後に、本日ご出席いただいた委員の皆さまのうち、委員報酬の該当の皆さまにつきましては、３月３０日（月）に振込みいたします。 以上をもちまして、令和７年度第２回北名古屋市地域公共交通会議を終了いたします。 おつかれさまでした。

以上